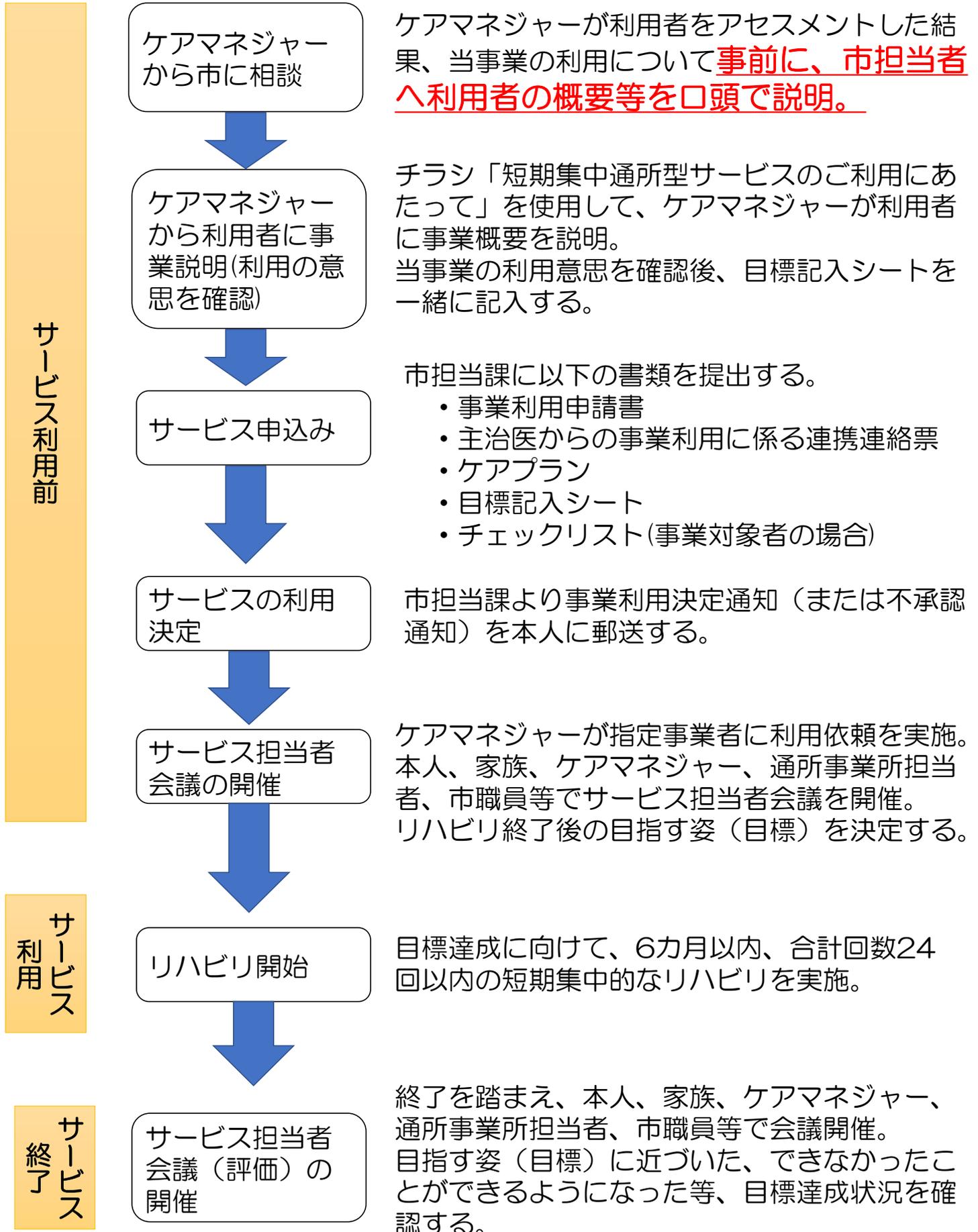


短期集中通所型サービスC事業の利用の流れ



短期集中通所型サービスC事業の概要

目的

掃除や洗濯、調理、外出などが出来にくくなっている方が、また出来るようになること、生きがいを取り戻したり、自己実現に繋げてもらうこと等を目的に利用するサービス。

本人の身体状態に合わせたリハビリプログラムを短期集中的に行い、要介護状態になることをできる限り防止し、自立した日常生活を営むことで生活の質の向上を目指す。

対象者

【利用条件】

- 要支援認定、または、チェックリストで身体機能の低下（要支援相当）があること
- 疾病等により一時的に生活機能（IADLや趣味活動、役割など）に低下が認められ、本人に生活機能改善の意思がある。
- 主治医がいる場合は、意見書等で本サービスの利用許可がある。

【注意点】

- 一時的に低下した生活動作の改善を目的としているため、下記の場合は対象にならない可能性がある。
傷病の状況で改善が見込めない場合
本サービス利用終了後も他サービスの利用を既に想定してる場合
身体機能の維持が目的の場合
- 通所介護、通所型A、通所リハとの併用は不可。

内容

介護保険の通所型施設において生活行為の向上（心身機能、活動、参加にバランスよく働きかける）サービスを指定事業者（R7.4現在 ケアポート栗東、デイケアしおん）が提供する。

【内容】

- 1) 家事、集いの場など活動の場での評価（環境評価も含む）
- 2) 健康チェック（問診、血圧測定、脈拍のチェックなど）
- 3) 個別に適したプログラムの立案、提供（セルフケア指導も含む）、評価

※参加の場（家庭や地域等、社会での役割を果たすこと）での評価・助言も可能。

報酬 単価

利用者自己負担（1回） 523単位
（総合事業の通所サービスは5級地＝10.45円）

※国保連経由で支払い、利用者負担割合は給付と同じ。